

<記入例>

[用紙No.育休1-3]

○ 育児休業手当金 延長給付 請求書		育休 該当に○をつける 付 変更 請求書		所 属 所 コ ー ド		9	8	7	6	5	4	3				
○ 育児休業保険料 (掛金)免除申出書		新宿区立公立小学校		電 話		03-5320-6827										
組合員 職 名	教諭	氏 名	公立 花子	組合員 証番号	0	7	6	5	4	3	2	1	(枝番)	0	0	
組 合 員 生 年 月 日	昭 和 平 成	3	年	4	月	10	日	保 険 料 (掛 金) 免 除 申 出 日 (育 児 休 業 承 認 期 間 の 初 日)		令 和	6	年	4	月	15	日
対 象 と な る の 氏 名	共 済 次 郎			対 象 と な る 子 の 生 年 月 日		令 和	6	年	2	月	19	日				
育 児 休 業 承 認 期 間	令 和	6	年	4	月	雇 用 保 険 法 の 適 用 が ない 場 合 は、「無」に✓						4	月	15	日	
	令 和	7	年	2	月							2	月	18	日	
変 更 後 の 育 児 休 業 承 認 期 間	令 和	6	年	4	月	15	日	育 児 休 業 手 当 金 延 長 給 付 請 求 期 間		令 和	7	年	2	月	19	日
	令 和	7	年	3	月	31	日			令 和	7	年	8	月	18	日
育 児 休 業 等 の 日 数 (育 児 休 業 を 開 始 し た 日 と 終 了 す る 日 の 翌 日 が 同 月 内 の 場 合 の み 記 載) ※1																
延 長 申 請		育 児 休 業 承 認 期 間 を 変 更 し た 場 合 に 記 入				は 認 定 こ ど も 園 に お け る 保 育 又 は 家 庭 的 的 日 後 の 期 間 に つ い て、当 面 そ の 実 施 が						延 長 給 付 期 間 の み を 記 入				
雇 用 保 険 法 適 用 の 有 無 (雇 用 保 険 法 適 用 有 無 に ✓ を 記 入 す る。)						<input type="checkbox"/> 有		<input checked="" type="checkbox"/> 無								
育 児 休 業 手 当 金 を 上 記 の と お り 請 求 し ます。 ま た、育 児 休 業 期 間 中 の 保 険 料 (掛 金) の 免 除 を 上 記 の と お り 申 し 出 ます。 公 立 学 校 共 済 組 合 東 京 支 部 長 殿																
令 和 7 年 2 月 19 日						請 求 者 (申 出 者)		住 所 新 宿 区 西 新 宿 2-8-1 署 名 東 京 花 子								
に 個 人 わ け る 報 告 の 意 取 欄 扱	延 長 給 付 業 務 に 当 た り、公 立 学 校 共 済 組 合 東 京 支 部 及 び 所 属 所 が、居 住 自 治 体 へ 入 所 申 込 日 及 び 希 望 日、入 所 申 込 み の 取 下 げ 及 び 入 所 内 定 辞 退 の 有 無 等 の 保 育 所 等 へ の 入 所 申 込 状 況 に つ い て、個 人 情 報 に 関 わ る 照 会 を す る こ と に 同 意 し ます。 公 立 学 校 共 済 組 合 東 京 支 部 長 殿															
	令 和 7 年 2 月 19 日						育 児 休 業 延 長 期 間 の 初 日 以 降 (この 例 で は 令 和 7 年 2 月 19 日 以 降)		新 宿 区 西 新 宿 2-8-1 東 京 花 子							
上 記 の 記 載 事 項 は 事 実 と 相 違 い の も と 認 め ます。																
令 和 7 年 2 月 20 日						職 名 新 宿 区 立 公 立 小 学 校 校 長 所 属 所 長		事 務 取 扱 者 氏 名 新 宿 五 郎								
令 和 7 年 2 月 20 日						氏 名 東 京 一 郎		(公 印 省 略)								

[添付書類]

- ① 保育所等の入所に関する区市町村長の証明書(区市町村が発行した保育所等の入所不承諾通知書等)
- ② 育児休業手当金延長給付に係る誓約書
- ③ マスターカード又は育児休業承認期間のわかる書類の写し(育児休業承認期間に変更が無い場合は不要)
- ④ 母子健康手帳の写し(子が組合員の被扶養者の場合、①に組合員氏名の記載がある場合は不要)

- 提出先 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 短期給付担当
- 問合せ先 手当金請求に関すること : 給付貸付課 短期給付担当(03-5320-6827)
- 保険料(掛金)免除に関すること : 福利厚生課 経理担当(03-5320-6822)

経 理 担 当 使 用 欄	免除申出 確認	共 済 組 合 受 付

●太線枠内は記入しないでください。

[請求書提出についての注意事項]

- (1) 本請求書の提出は、育児休業の対象となる子の1歳(1歳6カ月)の誕生日以降です。
- (2) 育児休業期間の変更があった場合で延長給付請求期間を変更するときは、育児休業手当金延長給付変更請求書を提出してください。
(延長給付請求期間に変更がない場合は、育児休業保険料(掛金)免除申出書[用紙No.育休1]を提出してください)

[保険料(掛金)免除の留意点]

- ※1 (1) 育児休業等の日数は、育児休業を開始した日と終了した日の翌日が同月内の場合のみ記入してください。
- (2) 育児休業等の日数とは、育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数です。
- (3) 育児休業等の日数は、就業日数を除き、土日等の休日、有給休暇など労務に服さない日を含みます。

(令和6年1月)